



Q_o 岡義博法律事務所報 第51号

高松市丸の内7番20号 丸の内ファイブビル5階

TEL (087) 821-1300

FAX (087) 821-1833

MAIL oka-law@kln.ne.jp

H P <http://www.kln.ne.jp/oka-law/>

市民球団

プロ野球で、広島カープが25年ぶりに、セ・リーグ優勝を果たした。私は広島ファンでなく、阪神ファンであるが、心からカープの優勝をお祝いしたいと思います。

カープといえば、プロ野球で唯一の市民球団と言われています。昭和24年の球団発足以来、資金不足で存続の危機が何度もあったといえます。そんな中、球場にカンパの樽を置き、市民がカンパをして、カープを支えていった歴史があります。だから、広島人にとってはカープは正に自分たちの球団という感覚があるのでしょう。愛着があるのはわかります。現在では、サッカー（Jリーグ）が地元に着目した密着したものとして定着していますが、野球は親会社の宣伝媒体として発展してきた歴史があるので、中々地元密着にならないのでしょう。

苦節26年、1975年（昭和50年）、カープは初優勝を果たしました。山本浩二、衣笠、外木場などの名前が浮かびます。その後も5度リーグ優勝しましたが、最後の優勝が1991年

所長 弁護士 岡 義博

（平成3年）でした。25年は長い歳月でした。

カープといえば、選手の育成に定評があります。ドラフトで、有望選手は他の有力球団にとられることが多く、無名の選手を地道に育てることを続けていました。しかし、その選手が中心選手になった頃、フリーエージェントで有力球団にとられるということも何度もありました。ファンとしては悔しい限りでしょう。

そのような中、緒方監督が就任し、黒田投手が大リーグから復帰しました。カープを優勝させるために、大リーグの高い年俸を蹴って戻ってきたもので男気を感じます。黒田は投手陣を牽引しました。新井貴も阪神から戻って中堅、若手を引っ張りました。

丸、菊池、田中、鈴木などの中心打線の活躍で逆転勝ちを重ねた見事な優勝でした。おめでとうございます。

来年こそはタイガースも優勝したいです。私も喜びたいです。金本監督、よろしく願います。



法の女神・テミス

この像は、ギリシャ神話の「法の女神」テミス（Themis…ギリシャ語で、「掟」「習慣」「法」「正義」を意味します）を形どったものです。

右手に掲げるはかりは、公平を象徴するとともに、悪の重さをはかり、左手の剣は力による貫徹を象徴し、目隠しは無私をあらわすものといわれています。

前は、一般の家庭で動物を飼う場合の規制について勉強しました。今回は、動物を取り扱うのを業とする者についての規制です。

業者の中にも2種類あり、第一種動物取扱業者と第二種動物取扱業者があり、第一種は営利を目的とする者で、第二種は営利を目的としない者です。動物の取扱とは、譲渡、保管、貸出、訓練、展示などを言います。

第一種の業者は、営利を目的とするため、守るべき基準が厳格に定められています。飼育施設等の構造や規模などに関して細かな基準が定められています。また、施設の維持管理についても厳格な基準があります。例えば、動物取扱責任者の設置が義務づけられています。飼育施設の構造、規模として、ケージや照明設備、給排水設備、洗浄設備、消毒設備、汚物集積設備等々を備える必要があります。また、設備の管理基準としてねずみやハエ、蚊の進入を防止できる構造であること、脱走を防止できる構造・強度であること、必要な空間を有していることなど、これも細かく基準が定められています。広告の規制や、販売

身近な法律シリーズ(51)

動物愛護・管理法②

に際しての現物確認、対面説明などの規制もあります。そして、第一種業者は登録制となっています。

これに対し、第二種の業者については取り扱う動物の数が一定数以上の場合に、規制があるだけです。その数の目安は、大型のは乳類、鳥類（牛、馬、ダチョウなど）及び特定動物については3頭以上、中型のは乳類、鳥類、は虫類（全長50cm～1m、犬、猫、鶏、イグアナなど）については10頭以上、小型のもの（全長50cm以下、ネズミ、リス、鳩、インコ、ヤモリなど）については50頭以上となっています。これらの数未満の場合は、第二種業者にもならないということです。また、第二種業者については、登録ではなく、届出制となっており、第一種業者に定められている規制のうち一部の適用があるだけで、規制が緩くなっています。営利目的ではないためです。どの規制が適用されるのかはあまりに数が多いので個々の説明はできませんので省略します。

高松ウォッチング

事務局 E・O

最近、どうも言葉が出てこない。頭に浮ぶ言葉と、発した言葉が違ってしまふ。

「あそこにある、あれ取って～」結構これで通じる。いいかげんな言葉の日常に問題ありか。脳に問題ありか。

先日も、ある会の催し物の準備をしている時、ここにあったらいいなあ～と思いついた道具があった。「家にあるから、持ってくるわ。でも車に乗るかな～？」

しかし名前が…。えっと～「がびよう、がびよう」横にいた仲間がぼつり。「がびようが車に入らん?」「ちがう、ちがう、びようぶ!」

3週間ほど前、友達に美味しい手作りのお菓

子を頂いた。翌朝の娘との会話。

私「冷蔵庫に美味しいマーメイドが入っているから早めに食べて～」

娘「それって、人魚のこと
なんだけど…」

私「…」

娘「マドレーヌのこと?」

私「そう、それぞれ。
わかつとるやろ」

娘「あのさ～昨日はさー、マーメイドって
言ってたよ」

私「…」

主人が一言「よそ行って言うなよ!」



八十八ヶ所巡り

その15

今回は68番神恵院（じんねいん）と69番観音寺（かんのんじ）。1つの境内に2つの札所があり、仁王門には2つの寺名が掲げられている。納経所は1箇所、巡礼者にとってはお得感がある。

神恵院の本堂はコンクリートの箱という感じでとてもユニーク。観音寺には樹齢1000年と言われる楠の大木がある。



楠の陰でひと息 秋遍路

1カ所で2つの札所が出来たのには長い歴史がある。飛鳥時代、この地で修行していた法相宗の日照上人が、嵐の海に浮かぶ小船から琴の音を聞き神のお告げを聞いたという伝承がある。「われは九州・宇佐の八幡大菩薩なり」というお告げで、上人は神の船を引き上げ、神殿を建てて琴を神宝として祀ったという。これが琴弾

八幡宮である。また上人は八幡宮の別当寺として神宮寺宝光院を開山した。

その後、弘法大師が、この地を訪れ、琴弾八幡宮の本地仏である阿弥陀如来像を描き本尊とした。また、大師は別当寺の第7代住職となり聖観世音菩薩像を刻み本尊とし、別当寺の寺名を七宝山観音寺と改めた。そして、琴弾八幡宮を68番霊場、観音寺を69番霊場と定めた。

時代は明治となり、神仏分離令により、琴弾八幡宮と観音寺が分離することになった。琴弾八幡宮の本地仏（阿弥陀如来）は観音寺の西金堂に移された。この西金堂が神恵院の本堂となり、神恵院と観音寺が別々に独立して霊場となったのである。



秋澄むや コンクリートに 経の声

(Y・O)



ちよつとひといき

我が家の飼い犬「クー」は、ミニチュアダックス14歳白髪混じりのおじいちゃん犬。クーは室内犬だが、変な排せつ習慣で、基本、外で用を足す。今までは朝晩の散歩で排せつをしていたのだが、昨年くらいから我慢ができなくなり、吠えてトイレの合図をすると、外に連れて行くというパターンになってきた。

その「クー」が、先日、夜中AM1時半頃いつとは違った時間にトイレの合図。(エーッ、眠ーい。)と思いながら、仕方ないからお漏らしされてもなあ、と連れて行く。

その後、連れて行ったにもかかわらず、リビングのドアを叩いたり、吠えたり落ち着かない足音が1階から。(エーッ、もう勘弁して！)と

事務局 K・K

思いながら眠りの中。

ものすごい雷と雨音で目が覚めた。時刻は、AM3時過ぎ、ピカッ、バリバリッ！暫く怖かったが、目をつぶってじっとしているとまたいつの間にか、眠りの中。

朝になって1階に降りるとTVと扇風機がついている。その側にあった雑誌がぼろぼろになって散らばり、リビングの戸が少し開いて、その向こうに気持ちよさそうに眠る「クー」が。

その後はいつも通りのパターンの生活になった。

きっと、雷や大雨の影響による電磁波や空気の圧の変化を察知して、いつもと違う異常行動になったのでは無いだろうか？これから「クー」の行動には十分気をつけておきたい。

外部の方からの投稿です

O que sera, será, será ♪ なるようになる ♪

事務局 M・O

好きなアメリカの映画に「12人の怒れる男」があります。殺人の罪に問われたスラム街出身の少年の裁判で、陪審員を務めることになった12人の男たちの話です。陪審制度では全員一致の評決（有罪か無罪か）を出す必要があります。証拠や証言は少年に圧倒的に不利。ほぼ全員が有罪と言い、ほんの5分で有罪の評決が出ようかという中、1人だけが無罪を主張する。彼は、偏見や思い込みで判断するのではなく、状況や証拠の疑わしい点を1つ1つ検証していき、当初は少年の有罪を疑わなかった陪審員たちの心にも徐々に変化が表

れて…という内容です。

舞台は小さな部屋の中、登場人物は1～12番の陪審員だけ。それでも、証拠の矛盾に気づく時の驚きや高揚感があり、登場人物の社会的な背景についても考えさせられる等、とても見応えのある映画です。

日本にも裁判員制度があります。陪審制とは異なりますが、一般人が裁判に関わり影響を与える点では同じです。映画はフィクションですが、裁判に少しでも興味を持たれた方はぜひ視聴してみてください。